

帯広市食産業振興協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、帯広市食産業振興協議会（以下「協議会」）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、生産から消費までの食に係わる幅広い関係者が連携し、帯広市で生産される農産物を活用し、付加価値の高い製品等を創出することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農産物の生産、加工、流通、販売に関わる企業や農業者、試験研究機関等関係機関が連携する場の構築及び各種情報提供、交渉に關すること
- (2) 農産物の付加価値向上に關すること
- (3) その他目的の達成に必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、原則として別紙の者をもって組織する。

- 2 協議会に賛助会員を設ける。賛助会員になろうとするものは、会長に申込書を提出し、協議会の活動に協力することとする。当面の間、賛助会員会費は徴収しない。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 1 名

- 2 前項の役員は、会員の互選とする。

- 3 役員の任期は2年間とし、再任することができる。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。また、総会を招集しその議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。

(3) 監事は、協議会の会計を監査する。

(プロジェクトチーム)

第7条 協議会に会員及び市内事業者等を持って組織するプロジェクトチーム（以下「PT」）を設けることができる。

2. PTは地場農産物の付加価値向上を目的とした試作品づくり等に取り組むことができる者であると会長が認めた場合は随時参加することが出来る。

(総会議決事項)

第8条 総会は、次の事項を議決する。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 事業計画及び実績 | (2) 収支予算及び決算 |
| (3) 規約の変更 | (4) 役員の選出 |
| (5) その他必要事項 | |

(経 費)

第9条 協議会の経費は、帯広市の負担金及びその他の収入をもってこれを充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、帯広市商工観光部産業連携室に置く。

(専 決)

第12条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行うことができる。

2 前項の規定により事務を行った場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は総会で定める。

附 則 この規約は平成19年11月2日から施行する。
 この規約は平成20年5月20日から施行する。